

## 令和6年度 大熊町社会福祉協議会 事業計画

### ○基本方針

日本は少子高齢社会を迎えており、総人口特に生産年齢人口減少が加速しています。これは労働力不足は元より、地域活動の担い手不足など地域共同体機能の脆弱化を招く現象と言えます。こうした状況を受け、国では「地域共生社会の実現」を掲げ、誰もが役割と生きがいを持ち、相互が支え合える社会づくりを目指そうとしております。

社会福祉協議会は、地域における支え合いの仕組み作りを住民と共に進めていく組織です。本会としても、町内や避難先いずれの場所においても、町民それぞれがその人らしく生活できるよう、助け合い、支え合いの関係を築けるよう努めていかなければなりません。「気かけ合える」、「関わり合える」、「支え合える」、こうした人との繋がりそのものがセーフティネットの基礎であり、それがあれば緊急時や災害時にも発揮されるものと考えます。

また、地域共生社会の実現を図るためには、社会福祉協議会として住民を含めた多種多様な機関(団体)と連携・協働をしていく必要があります。地域福祉の中心的な担い手として役割を果たせるよう、公益性・非営利性という本旨を踏まえ、組織強化と職員の資質向上に努めていきます。併せて、組織としてのガバナンス強化、運営の透明性の確保を図っていきます。

以上を踏まえ、全国社会福祉協議会が示す地域福祉を推進する協働の中核としての組織指針から照らし合わせ、課題を明確化して組織・事業の強化・見直しに取り組んで参ります。

また、地域福祉活動計画を基に、住民ニーズを的確に把握し、生活課題に迅速に対応すると共に、住民参加による地域支援体制づくりに取り組んでいきます。

### ○重点的な取組

1. 組織体制の基盤強化
2. 社協活動の報告・啓発・情報提供の充実
3. 住民ニーズに基づく福祉活動の推進
4. 連携協働による地域支援の推進
5. 災害時対応体制の整備

## ○実施事業

### (1) 法人運営事業 〈会計区分1-1〉

#### ① 各種会議の開催

- ・理事会、評議員会の開催
- ・監査の実施
- ・各種委員会の開催

#### ② 法人化 50 周年記念式典の開催

- ・本年 9 月に法人設立から 50 周年を迎えることから、本会運営に対して支援や協力に尽力のあった方に表彰又は感謝を表するため、実行委員会を設置して運営を全般的に検討し、記念式典を開催する。

#### ③ 組織体制の基盤強化

- ・事業の実施状況や成果について評価方法を設定し、改善を反映させる体制を整備する。
- ・職員育成に係る中・長期的な研修計画を定め、職員の資質向上と適正な人員配置を図る。
- ・法令遵守規程に基づき、職員への教育及び啓発活動を継続し、徹底を図る。
- ・業務運営会議を毎月開催し、本会の日常的な業務や課題などの検討及び改善、並びに事業計画の着実な進捗を図る。
- ・業務進捗会議を本部に置き、適時開催し、日常的な業務の水平展開や各種業務に関する提言等を行う。
- ・職員全員による全体会議を年 2 回開催し、各所属で行われている業務運営の共有化を図ると共に、組織として連帯感の醸成を図る。
- ・自主財源の確保が困難な状況となっていることから、安定的な組織運営ができるよう公費補助金や受託事業の確保、及び基金運営管理委員会において基金の有効的な活用を図る。

#### ④ 社協活動の情報提供

- ・広報紙やホームページ等を通じた情報提供を継続する。
- ・広報編集委員会を定期的に開催し、広報紙編集を行うとともに、町民ニーズの把握や情報発信のあり方を検討する。

#### ⑤ 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

- ・日常的な判断能力が低下した方に対し、福祉サービスの利用援助を基本に生活費の出し入れや通帳等の預かり管理サービスを実施する。

#### ⑥ 苦情解決委員会

- ・町民や福祉サービス利用者からの苦情等を適切に対応するため、苦情解決の体制を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービス提供者の質の向上に努める。

### (2) 地域福祉支援事業 〈会計区分1-2〉

#### ① 町民交流事業

- ・地域のつながりを再構築するために、絆を深める機会づくりとして交流会を開催する。
- ・認知症の人やその家族を地域で見守るため、認知症カフェを開催し、住民の参加を

ととして認知症に関する理解促進と情報提供に取り組む。

②生活支援体制整備事業

- ・生活支援体制整備事業の一部委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、拠点内で生活する住民のニーズ把握や関係機関(団体)等と連携し、町民同士による支え合いの仕組みづくりを図る。
- ・住民ニーズを適時把握し、買い物支援や日常的な軽度生活支援等のサービス立上げや提言を図る。

(3)避難者支援事業 〈会計区分1-3〉

- ・町民同士が交流する機会づくりやその絆を深めるため、いわき地区において町民交流会を開催する。

(4)在宅福祉サービス事業及び高齢者等サポート拠点事業 〈会計区分1-4、2-1〉

①外出支援サービス事業

- ・介護2以上の方などに対して、町内、いわき市、会津若松市及び郡山市内において、医療機関への送迎サービスを継続する。
- ・各所属地区の実情に併せ、介護タクシー等への業者委託への移行を進める。

②配食サービス事業

- ・概ね 65 歳以上の高齢者のみで生活している方などを対象とし、見守りを兼ね昼食時の弁当配達を継続する。
- ・提供範囲は、町内、富岡町、いわき市、会津若松市、中通り地区(郡山市、福島市)及び相馬地区(南相馬市)において実施する。

(5)ボランティア活動事業 〈会計区分1-5〉

- ・町内においてボランティア活動が円滑に展開できるよう、現状に即したボランティアセンターの体制を再構築する。
- ・ボランティア養成講座、地域美化運動等の活動をととしてボランティアの募集・育成を図る。
- ・災害時の対応について、災害時ボランティアセンターの設置要綱を作成し、関係機関(団体)との連携により体制づくりを進める。

(6)共同募金配分事業 〈会計区分1-6〉

- ・福島県共同募金会からの配分金を、広報紙作成や町民交流事業等に活用し、地域福祉活動の推進に努める。
- ・赤い羽根共同募金運動に対する理解を深めるため、周知及び募金活動を継続する。

(7)生活援助資金貸付事業 〈会計区分1-7〉

- ・日常生活において一時的な生活費や緊急的な支出に対応するため、相談内容に応じて生活援助資金貸付事業、又は県社協が所管する生活福祉資金貸付事業を実施する。

- ・生活困窮者に対する緊急的な支援として、生活再建が見込まれるまでの一時的な食料支給事業を実施する。(社協の各種貸付制度利用者、生活保護受給者等)

## (8)生活支援相談員配置事業 〈会計区分2-2〉

### ①地域支援について

#### 〈共通事項〉

- ・自治会や他市町村社協、NPO法人、行政機関等との連携を密にし、町民がその地域に暮らす一員として生活が安心して送れるよう、復興公営住宅住民と地域住民等のコミュニティ構築を目指し、市町村の横断型サロンを始めとして当該地域との関係性を深めていく。
- ・避難者地域支援コーディネーター(配置が無い事務所については主任相談員等)間の連携強化を図り、地域で解決が求められる問題について対処する。

#### 〈地域別〉

- ・いわき市においては、避難先社協(5 町)といわき市社協の避難者支援コーディネーターが週3日連携室に会し、復興住宅における地域支援の統一化した取り組みを継続する。
- ・郡山市においては、社会福祉協議会連携による広域避難者支援効率化モデル事業を新たな動きの第一歩として、避難元社協(4 町)の生活支援相談員と郡山市社協の生活支援相談員及び避難者地域支援コーディネーターが週3日郡山市社協に事務所を設置し、各社協と共同訪問や団地ごとの支援計画作成及び居場所づくり等を実施し、さらに地域支援及び見守り連携強化を図る。

### ②個別支援について

- ・避難の長期化により生活課題等の複雑化・困難化が進行する中、自力での生活再建が困難な方や孤立している方などへ訪問活動を継続して行い、必要に応じて関係機関や専門機関(団体)等との連携を図り、支援に取り組む。
- ・訪問頻度については、支援の必要性が高い方を重点支援として年に複数回とし、社会資源などを活用している方で社協支援の必要性が低い方は年に1回程度とする。ただし、特別な個々の事情や地域事情などを考慮し適時対応を図る。
- ・個別支援計画の作成を引き続き進め、支援の方向性や課題を整理し、対象者の状況に合わせた支援に努める。
- ・困りごとや悩みごとの相談窓口として、いわき連絡所内に「コールセンター」を引続き設置し各種支援事業等の受付・連絡調整を行う。併せて、電話連絡・ダイレクトメール等を活用し、安否確認の実施や訪問不要者及び拒否者などに対して支援漏れが無いよう配慮する。
- ・町と社協との情報共有が円滑に行われるよう、町民支援に関する情報共有の継続を図る。

### ③サロン活動について

- ・町内においては、町民の孤立防止・生きがいづくりなどの支援を図るため、定期的なサロン活動を実施する。
- ・避難先においては、町民がその地域で暮らす一員として、その人らしい生活を送れる

よう、避難者地域支援コーディネーター及び双葉郡内社協と連携し市町村横断型サロンを開催していく。

(9) その他の事業活動

① 各種福祉団体に対する支援

- ・社協が事務局を担う福祉関係団体(民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、遺族会)に対する運営支援を継続する。
- ・活動休止中の団体(身体障がい者福祉会、母子寡婦福祉会、自閉症児親の会)に対しては、廃止及び再開の意向を確認の上、廃止の団体については整理し、再開の団体については支援に努める。
- ・町内において、各団体が活動再開できるよう支援体制の強化に取り組む。

② 日本赤十字社事業

- ・災害時の義捐金募集や各種赤十字事業の周知及び活動を継続する。